

・ 添付書類は何を準備するの？

提出先や配偶者や子供の有無などで異なりますが、次の書類が基本となっています。

準備してほしい基本の添付書類

年金手帳	基礎年金番号通知書も可
住民票（住民票コードを記載）	提出日から6ヶ月以内に交付されたもの 事後重症による請求は、請求日以前1ヶ月以内に交付されたもの
通帳またはキャッシュカード	請求者の名義口座
印鑑	認印も可

ケースに応じて追加する添付書類

戸籍謄本	配偶者や子（18歳到達年度末までまたは20歳未満で障害の状態にある子）がいるとき
住民票（世帯全員分）	
配偶者の収入が確認できる書類	該当年分の所得証明書、源泉徴収票など
配偶者の年金手帳（基礎年金番号通知書）	年金を受給しているときは、年金証書も可
子の診断書	20歳未満の障害の状態にある子がいるとき
子の収入が確認できる書類	高校生は学生証または在学証明書
年金加入期間確認通知書	共済組合に加入していた期間がある方
レントゲンフィルム	呼吸器疾患の診断書を提出するとき
心電図	循環器疾患の診断書を提出するとき
請求者本人の所得証明書	20歳前障害で請求するとき
身体障害者手帳・療育手帳	交付されているとき

第三者行為災害の場合に追加する添付書類

第三者行為事故状況届	所定の様式があります
交通事故証明または事故が確認できる書類	
確認書	所定の様式があります
示談書	決定済のとき損害賠償金受領額がわかるもの

そのほかにも、請求するケースによって添付書類の追加があります。